

年度末における届出処理について

当基金は3月が年度末につき、新年度となる2025年4月へ繰越しとなる掛金の充当・調整手続きは処理を保留することがあります。

万が一、年度をまたぐ掛金の繰越しが発生しうる届出書類を受領した際は、基金事務局からお手続きの方法についてご案内を差し上げます。

予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

<ご留意事項>

喪失処理において保留が発生いたしますと、一時金のお支払い時期に影響がございます。

異動のお手続きは、異動月の事務締切日までに確実にご提出いただきますようご協力をお願いします。

<繰越して充当調整となるイメージ図>

